



## 当社の「保有個人データ」の利用停止等・第三者提供の停止の請求にあたって

### 1. 請求の対象となる「保有個人データ」

この請求の対象となる「保有個人データ」とは、「個人情報の保護に関する法律」第16条第4項に規定されるものをいい、当社が、開示等の権限を有する個人データです。なお、同法律により、以下に掲げるもの(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの)は請求の対象から除きますのでご了承ください。

- (1) 個人情報の本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

### 2. 請求者および代理人の確認にあたって

この請求に際しては、請求する個人情報の本人であるかどうかの確認が重要となりますので、  
＜郵送の場合＞は、本人の氏名と住所が記載された公的証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(表面)、パスポート、在留カード、年金手帳等)の中から2種類を選び、そのコピーを同封してください。

＜電子メールの場合＞は、本人を確認できる写真の付いた公的証明書(運転免許証、個人番号カード(表面)、パスポート、在留カード、年金手帳等)の中から2種類を選び、そのコピーを添付してください。

コピーをする際、年金手帳においては基礎年金番号、公的医療保険の被保険者証においては保険者番号及び被保険者等記号・番号等をマスキングしてください。なお、確認に使用したコピーは、用が済み次第、廃棄いたします。

また、代理の方が手続きをされる場合は、本人および代理の方の上記確認書類等に加え、代理であることを示す書類(未成年者または成年被後見人の法定代理人であることを証明する書類もしくは本人からの委任状)を提出していただきます。

### 3. 次に該当する場合は、この請求をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 請求に理由があると認められない場合
- (2) 多額の費用を要する場合など、利用停止等・第三者提供の停止を行うことが困難な場合に、当社が本人の権利利益保護のために必要な代替措置を講ずる場合
- (3) 本人確認ができない場合
- (4) 当社の定めた請求手続きに従わない場合

以上